**債権申出の公告（第一回）**

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十一月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年一月四日

東京都新宿区荒木町一五番地
栄光商事株式会社
確定給付企業年金清算人　小川　邦彦

**債権申出の公告（第一回）**

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年六月三日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了いたしましたので、当年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月四日

東京都港区南青山二丁目二三番一〇号
株式会社カッシーナ・イクスシー
確定給付企業年金清算人　野中　明子

平成二十八年一月四日

広島県府中市高木町八八番一
株式会社アルーワークスカンパニー
規約型確定給付企業年金清算人
元橋　翔吾

**債権申出の公告（第二回）**

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年一月四日

東京都港区南青山二丁目二三番一〇号
株式会社カッシーナ・イクスシー
確定給付企業年金清算人　野中　明子

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年１月４日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①有限会社オクダ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2265号　④有限会社オクダ　大阪府堺市美原区丹上285　代表取締役　奥田暢子　⑤本社営業所　大阪府堺市美原区丹上285　⑥平成16年３月２日　⑨平成27年12月１日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市美原区丹上285　有限会社オクダ　代表取締役　奥田暢子

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年１月４日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ｂ　①日本旅行開発株式会社　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2097号　④日本旅行開発株式会社　大阪市中央区徳井町二丁目２番13号ビジネスゾーン内本町401号　代表取締役　城万里子　⑤本社営業所　大阪市中央区徳井町二丁目２番13号　⑥平成12年11月29日　⑦平成24年６月６日　大阪府知事登録旅行業第３－2067号　⑧160万円　⑨1100万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①有限会社ドリームツアー厚木　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－664号　④有限会社ドリームツアー厚木　厚木市毛利台三丁目18番８号　取締役　小林純一　⑤本社営業所　厚木市毛利台三丁目18番８号　⑥平成８年５月13日　⑦平成27年12月３日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①公益財団法人グリーンふるさと振興機構　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２－568号　④公益財団法人グリーンふるさと振興機構　常陸太田市山下町949番９　代表理事　佐川卓政　⑤本社営業所　常陸太田市山下町949番９　⑥平成18年10月16日　⑦平成27年12月３日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社ＩＳＫ不動産　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－428号　④株式会社ＩＳＫ不動産　北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1075番地30　代表取締役　髙見澤昭弘　⑤本社営業所　北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1075番地30　⑥平成13年１月15日　⑦平成27年11月19日　長野県知事登録旅行業第地域－428号　⑧40万円　⑨300万円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博